

香美市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助について、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であり、世帯の所得（所得証明書をもとに、前年又は前々年の夫婦の所得を合算した金額（夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合、離職した者については、所得なしとして夫婦の所得を算出する）をいう。以下同じ。）が340万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあつては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が340万円未満であること。
- (2) 夫婦の双方又は一方が、取得又は賃貸した香美市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 過去にこの告示に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、補助対象期間内で補助限度額の範囲内の申請に限り、2回目以降も補助対象とする。
- (5) 夫婦のいずれもが県税及び市税等を滞納していないこと。

(6) 夫婦のいずれもが香美市暴力団排除条例（平成22年香美市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額等）

第4条 市は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯あたり30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 補助対象期間は、令和2年1月1日から令和3年3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香美市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）

(2) 所得証明書

(3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）

(4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）

(5) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）

(6) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、香美市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、香美市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、香美市結婚新生活

支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、香美市結婚新生活支援事業補助金全部（一部）返還請求書（様式第6号）により、交付決定者に対し期限を決めてその返還を命ずるものとする。